

入院患者様へ

《選定療養費制度のお知らせ》

I 診療報酬制度により、同一の傷病での入院期間が180日を超える患者様については、病状によって通常の一部負担金以外に、選定療養費として入院基本料の一部を負担していただくことが国の法律で定められています。
(平成14年3月8日厚生労働省告示)

II 180日の計算について

180日の期間の計算は、当院における入院期間だけでなく同一の傷病で他の病院に入院されていた期間も含まれますので、過去3ヶ月以内に他の医療機関に入院されていた患者さまは、入院時にお申し出ください。

病院を退院された後、別の病気で入院されたり、3ヶ月以上の間入院されなかった場合や介護療養型医療施設・介護老人保健施設・介護老人福祉施設に入所されていた期間は通算されません。

◎対象となる患者さま

180日を超えて入院されている方

◎選定療養費としてお支払いただく金額

1日につき 1,650円（消費税込）

(入院基本料15%の患者さま負担額)

◎対象となる患者様には、事前にご説明をさせていただきます。

III 選定療養費の対象外となる場合

難病や重症等の厚生労働大臣が定める状態に該当する患者様については、対象となりません。

*ご不明な点は、受付窓口へおたずねください。

令和6年6月1日

北九州小倉病院 院長